

議案第 3 号

吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

吹田市議会議員	井口	直美
---------	----	----

同	橋本	潤
---	----	---

同	高村	将敏
---	----	----

議案第 3 号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例

原 案 修 正 表

議案第3号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例原案修正表

第3条関係

吹田市特別職の職員の給与に関する条例原案修正表

_____は修正箇所

原 案	修 正 案
第2条 } 1 } 3 } 4 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。）に、6月に支給する場合には100分の217.5を、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）第28条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 5 } 6 }	第2条 } 1 } 3 } 4 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。）に、6月に支給する場合には100分の217.5を、12月に支給する場合には100分の227.5（<u>市長にあつては、100分の217.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）第28条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 5 } 6 }

第4条関係

吹田市特別職の職員の給与に関する条例原案修正表

_____は修正箇所

原 案	修 正 案																								
第2条 } 1 } 3 } 4 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。）に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）第28条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 5 } 6 } 別表 <table><tr><th>区分</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>市長</td><td>1,072,000円</td></tr><tr><td>副市長</td><td>939,000円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>827,000円</td></tr><tr><td>水道事業管理者</td><td>827,000円</td></tr><tr><td>常勤の監査委員</td><td>581,000円</td></tr></table>	区分	給料月額	市長	1,072,000円	副市長	939,000円	教育長	827,000円	水道事業管理者	827,000円	常勤の監査委員	581,000円	第2条 } 1 } 3 } 4 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者（市長が定める者を除く。）にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額（その者の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。）に100分の222.5（市長にあつては、100分の217.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）第28条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 5 } 6 } 別表 <table><tr><th>区分</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>市長</td><td>1,050,000円</td></tr><tr><td>副市長</td><td>939,000円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>827,000円</td></tr><tr><td>水道事業管理者</td><td>827,000円</td></tr><tr><td>常勤の監査委員</td><td>581,000円</td></tr></table>	区分	給料月額	市長	1,050,000円	副市長	939,000円	教育長	827,000円	水道事業管理者	827,000円	常勤の監査委員	581,000円
区分	給料月額																								
市長	1,072,000円																								
副市長	939,000円																								
教育長	827,000円																								
水道事業管理者	827,000円																								
常勤の監査委員	581,000円																								
区分	給料月額																								
市長	1,050,000円																								
副市長	939,000円																								
教育長	827,000円																								
水道事業管理者	827,000円																								
常勤の監査委員	581,000円																								

第6条関係

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例原案修正表

_____は修正箇所

原 案	修 正 案
(期末手当) 第7条 -----略----- 2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期满了、辞職又は死亡により議員でなくなった者にあつては、任期满了、辞職又は死亡の日現在）における期末手当基礎額（その者の議員報酬の月額（第4条の規定の適用がある場合には、その適用後の額。以下この項において同じ。）に、その月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。）に、<u>6月に支給する場合には100分の217.5を、12月に支給する場合には100分の227.5を</u>乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } { -----略----- (7) }	(期末手当) 第7条 -----略----- 2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期满了、辞職又は死亡により議員でなくなった者にあつては、任期满了、辞職又は死亡の日現在）における期末手当基礎額（その者の議員報酬の月額（第4条の規定の適用がある場合には、その適用後の額。以下この項において同じ。）に、その月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。）に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } { -----略----- (7) }

第7条関係

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例原案修正表

_____は修正箇所

原 案	修 正 案
(議員報酬) 第2条 議員報酬の月額は、次のとおりとする。 (1) 議長 <u>755,000円</u> (2) 副議長 <u>714,000円</u> (3) 前2号に掲げる者以外の議員 <u>663,000円</u> (期末手当) 第7条 -----略----- 2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期满了、辞職又は死亡により議員でなくなった者にあつては、任期满了、辞職又は死亡の日現在）における期末手当基礎額（その者の議員報酬の月額（第4条の規定の適用がある場合には、その適用後の額。以下この項において同じ。）に、その月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。）に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } { -----略----- (7) }	(議員報酬) 第2条 議員報酬の月額は、次のとおりとする。 (1) 議長 <u>740,000円</u> (2) 副議長 <u>700,000円</u> (3) 前2号に掲げる者以外の議員 <u>650,000円</u> (期末手当) 第7条 -----略----- 2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期满了、辞職又は死亡により議員でなくなった者にあつては、任期满了、辞職又は死亡の日現在）における期末手当基礎額（その者の議員報酬の月額（第4条の規定の適用がある場合には、その適用後の額。以下この項において同じ。）に、その月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。）に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) } { -----略----- (7) }

吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例原案修正表

は修正箇所

原 案	修 正 案
附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、<u>第5条及び第7条の規定並びに附則第4項から第6項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。</u> 2 第1条の規定による改正後の吹田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後一般職給与条例」という。）<u>、第3条の規定による改正後の吹田市特別職の職員の給与に関する条例（以下「第3条改正後特別職給与条例」という。）及び第6条の規定による改正後の吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「第6条改正後議員報酬条例」という。）</u>の規定は、令和6年4月1日から適用する。 (給与の内払) 3 第1条改正後一般職給与条例、<u>第3条改正後特別職給与条例及び第6条改正後議員報酬条例</u>の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、<u>第3条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第6条の規定による改正前の吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条改正後一般職給与条例の規定による給与、第3条改正後特別職給与条例の規定による給与又は第6条改正後議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u>	附 則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条<u>及び第5条の規定並びに附則第4項から第6項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。</u> 2 第1条の規定による改正後の吹田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後一般職給与条例」という。）<u>及び第3条の規定による改正後の吹田市特別職の職員の給与に関する条例（以下「第3条改正後特別職給与条例」という。）</u>の規定は、令和6年4月1日から適用する。 (給与の内払) 3 第1条改正後一般職給与条例<u>及び第3条改正後特別職給与条例</u>の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与<u>又は第3条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後一般職給与条例の規定による給与又は第3条改正後特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。</u>